

1 肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することについて

1 肉骨粉の焼却灰及び炭化物の概要

(1) 製造方法

牛の特定危険部位、せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を經ていない牛の部位が混合しない肉骨粉を原料として、1,000℃以上の温度での焼却処理を条件とした製造基準を設定し、これに従って製造することとする。

(2) 使用方法

① 肉骨粉の焼却灰について

肉骨粉の焼却灰と同等の性状である骨灰は、りん酸を35%程度含有する緩効性肥料として、水稻、果樹、野菜等あらゆる農作物に利用される。

② 肉骨粉の炭化物について

肉骨粉の炭化物と同等の性状である骨炭は、りん酸を30%程度、炭素を10%程度含有する緩効性肥料として、水稻、果樹、野菜等あらゆる農作物に利用される。

2 農林水産省における取扱いの経緯

（別紙のとおり）

3 今後の取扱いの考え方

製造に当たってのリスク管理措置として、

① 肥飼料検査所が製造基準の適合性について、確認検査を実施

② 製造基準に適合する場合は、製造基準適合確認書を交付

③ 製造基準に適合する製造事業場を、肥飼料検査所のホームページに公表

④ 国、都道府県又は肥飼料検査所が肥料取締法に基づく立入検査の実施等を行うこととし、安全性を確保した上で、肥料として利用することを認めることとしたい。

2 蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用することについて

1 蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの概要

(1) 製造方法

- ① 牛の特定危険部位、せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しないこと
- ② 133℃以上、3気圧以上、20分以上で蒸製処理されていることとする製造基準を設定し、これに従って製造することとし、
- ③ 反すう動物への誤用防止措置として化学肥料等（例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等）と混ぜた肥料の形態で販売する等の措置を講ずるものとする。

(2) 使用方法

にかわかすは、窒素を15%程度含有する緩効性肥料として、水稻、果樹、野菜等あらゆる農作物に利用される。

2 農林水産省における取扱いの経緯 (別紙のとおり)

3 今後の取扱いの考え方

製造に当たってのリスク管理措置として、

- ① 肥飼料検査所が製造基準の適合性について、確認検査を実施
- ② 製造基準に適合する場合は、製造基準適合確認書を交付
- ③ 製造基準に適合する製造事業場を、肥飼料検査所のホームページに公表
- ④ 国、都道府県又は肥飼料検査所が肥料取締法に基づく立入検査の実施等を行うとともに、販売及び利用に当たってのリスク管理措置として、
- ⑤ 動物性たん白質が含まれている旨の表示の義務付け
- ⑥ 販売先農家名の帳簿への記載の指導
- ⑦ 放牧地等での施用禁止の指導

等を行うこととし、安全性を確保した上で、肥料として利用することを認めることとしたい。

肥料用の肉骨粉等の取扱いの経緯

平成13年10月4日から、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料の輸入、製造及び工場からの出荷について一時停止を要請。

その後、BSEの専門家からなるBSE技術検討会、業界団体や消費者団体等の代表を加えたBSE対策検討会において安全性等を評価した上で、一時停止の要請を一部解除。

平成15年7月以降は、食品安全委員会に食品健康影響評価について意見を聴取し、一時停止の要請の一部解除を検討することとしている。

13年10月4日

全ての国からの肉骨粉等の輸入の一時停止
肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造・出荷の一時停止の要請

第2回BSE対策検討会（13年10月19日開催）において、豚、家さん等のみに由来する肉骨粉等を肥料として利用することは差し支えないこととされた。

13年11月1日

豚、家さん等のみに由来する肉骨粉等、なめし蒸製された皮粉等を肥料として利用することを解除

第3回BSE対策検討会（13年12月25日開催）において、蒸製骨粉等を肥料として利用することは差し支えないこととされた。

14年1月11日

蒸製処理が行われた骨粉等を肥料として利用することを解除

第17回BSE技術検討会（15年6月13日開催）、第5回BSE対策検討会（15年6月20日開催）において、（独）動物衛生研究所で実施された安全性評価試験の結果等を受けて、アルカリ処理された液状の肉骨粉等を肥料として利用することは差し支えないこととされた。

15年7月1日 食品安全委員会の設置

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて食品安全委員会に諮問。（15年8月25日）

肉かすを原料としてアルカリ処理された液状肥料、ゼラチンを原料とした液状肥料について、肥料として利用することについての無視できる程度であるとの答申。（15年11月14日）

16年1月13日

肉かすを原料としてアルカリ処理をされた液状肥料、ゼラチンを原料とした液状肥料を肥料として利用することを解除

「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた牛のせき柱を肥料の原料から排除することについて食品安全委員会にリスク評価を諮問。(15年11月11日)

「せき柱について特定危険部位に相当する対応を講じることが適当である」との答申。(15年11月21日)

16年1月15日

普通肥料の公定規格を改正すること等により、牛のせき柱を肥料の原料から排除。(16年5月1日施行)

第18回BSE技術検討会(15年9月30日開催)において、牛の特定危険部位を除いた①肉骨粉の焼却灰等、②にかわかすを肥料として利用することは差し支えないこととされた。

食品安全委員会に①肉骨粉の焼却灰等、②にかわかすを肥料として利用することについて意見を聴取

(参考)

肥料用の牛由来肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の取扱い (概念図)

原料等(※1)	処理条件	取扱い	備考
骨	蒸製(※2)したもの	○	平成14年1月解除
	蒸製(※2)したもの たかたがす	△	食品安全委員会に諮問
	蒸製しないもの	—	
肉骨粉	焼却(※3)したもの	△	食品安全委員会に諮問
	焼却していないもの	—	
蹄・角	蒸製(※2)したもの	○	平成14年1月解除
	蒸製していないもの	—	
肉かす	アルカリ処理(※4)したもの	○	平成16年1月解除
	アルカリ処理しないもの	—	

取扱い欄凡例 ○：製造・出荷停止措置を解除 △：取扱い検討中 —：未解除

※1 特定危険部位、せき柱及びと畜場法第14条の検査を経ない牛の部位が混入していないこと。

※2 蒸製とは133℃、3気圧、20分以上の条件での処理をいう。

※3 焼却とは1,000度以上の温度で灰化又は炭化する処理をいう。

※4 アルカリ処理とは、局庁通知で定める異常プリオンを不活性化するための化学的処理をいう。

※5 解除に当たっては、放牧地施用禁止指導、保管・使用制限の表示、製品を化学肥料等と混ざること等を条件とする。